

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと認識しており、株主やお客様、従業員など様々なステークホルダーからの信頼性を高め、企業価値を向上させるため、経営の透明性の確保・意思決定の迅速化および内部統制の強化に努めております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備および株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、情報提供を行ってまいります。その際には、明快な説明を行うべく、経営陣自らが、バランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。当社の取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行います。また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを切に支えます。当社は、監査等委員会設置会社として、過半数を独立社外取締役で構成する監査等委員会により取締役の職務の執行を監査いたします。

(5) 株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営企画室および人事総務部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展等、政策的な目的により、当社の株主価値向上に資する場合に、株式を保有することとしております。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、株主価値向上の観点から議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7】

当社がその役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の企業理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページにて開示しております。

企業理念 <http://www.kel.co.jp/company/index.html>

経営戦略、経営計画 http://www.kel.co.jp/company/management_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針はコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬は、固定給と業績連動の賞与からなり、各経営陣の中期的な業績の評価により決定しています。個人別の具体的な報酬は取締役会から諮問を受け、独立社外取締役を委員に含む指名・報酬委員会が、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、指名・報酬委員会がその適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得て決定しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社のホームページに掲載しております定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行等（株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等）に關

する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項、配当に関する事項、一定規模を超える借入に関する事項等)の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、経営会議等の下位の会議体および当該業務の担当役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および役員等の職務執行の状況を監督いたします。社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督いたします。

【原則4-8】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、これらの独立社外取締役は独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行っております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社は現在取締役(監査等委員である取締役を除く。)を20名以内、監査等委員である取締役を5名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた者を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する者を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画してもらうことで、当社の企業価値の向上に繋げていこうにしたいと考えております。

【補充原則4-11-2】

事業報告および定時株主総会招集ご通知において、各取締役の他の上場会社を含む兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、取締役の活動状況および取締役会の運営状況など、取締役会の実効性に関する分析・評価をおこなうとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議することとしております。平成28年5月の定時取締役会において、取締役会全体の実行性に関する分析・評価をおこない、その分析・評価結果を審議いたしました。この中で取締役会全体の実効性については十分な実効性が確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、取締役会議案の事前説明に加えて本部各部の定期的な業務執行状況の説明や営業店の視察の実施など、社外取締役への情報提供の充実を図っていくことや、社外取締役および代表取締役、内部監査部門ならびに会計監査人との間において対話の充実を図っていくことなどの課題を共有しております。

【補充原則4-14-2】

取締役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、市場動向や国内外の経済・社会問題など多岐に渡る研修を行っており、取締役に対するトレーニングを継続的に実施しております。また、社外取締役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。

【原則5-1】

当社における株主との対話に関しては、経営企画室および人事総務部が担当し、本社機構担当役員が統括を行います。当社においては、経営企画室、財務・経理部門、総務部門が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の支援を行います。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しています。取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規定を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	16,554,665	57.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	778,500	2.71
第一生命保険株式会社	750,000	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	489,000	1.70
ザバンクオブニューヨーク・メロン・エス・エー・エヌ・ブイ10	286,500	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	281,400	0.98
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	271,200	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	226,800	0.79
兼松エレクトロニクス従業員持株会	220,048	0.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	210,543	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	兼松株式会社 (上場:東京) (コード) 8020

補足説明

3. 企業属性

--

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場価格などを参考にしながら合理的に決定され、特別な取引条件はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、兼松株式会社を親会社に持ち、兼松グループの一員として、当グループの発展に努めております。一方、経営の意思決定に関しては、独立性を保ち運営しております。また、兼松グループとの間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栗林 信介	弁護士											
市村 和雄	公認会計士											
加藤 研一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗林 信介	○	○	昭和58年4月に東京弁護士会弁護士登録。平成9年8月にトニカ法律事務所開設。平成15年1月慶応義塾大学病院治験審査委員会委員に就任。平成21年4月に創価大学法科大学院教授に就任。平成25年6月に株式会社ゼネラル・オイスター監査役に就任し現在に至っております。	栗林信介氏は、長年の弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かしていただくため、平成28年6月17日付にて当社取締役に選任しております。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任しております。
市村 和雄	○	○	平成2年3月に公認会計士登録。平成21年4月に兵庫県立大学大学院会計研究科特任教授に就任。平成21年7月ネクサス監査法人代表社員に就任。平成22年4	市村和雄氏は、長年の公認会計士としての経験と財務会計知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を活かしていただくため、平成28年6月17日付にて当社取締役に選任しております。同氏と当社の間に特別な利

			月に株式会社ユークス取締役就任し現在に至っております。	害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任しております。
加藤 研一	○	○	昭和58年4月積水化学工業株式会社に入社。平成27年4月に公益社団法人新化学技術推進協会部長研究員に就任し現在に至っております。	加藤研一氏は、異業種での各分野における豊富な経験と幅広い見識を独立役員として活かしていただくため、平成28年6月17日付にて当社取締役に選任しております。同氏と当社間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、内部監査部門である監査室や各部門の人員が適宜その支援を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、監査室および会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査の状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題について、情報の共有を図っております。また、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など、当社グループにとって全般的に影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受けるなど、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

取締役会の機能の独立性・客観性および更なる説明責任の強化を目的として、社外取締役、社内取締役からなる指名・報酬委員会を設置しております。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外取締役とすることとしております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業務執行取締役の報酬は、固定給と業績連動の賞与からなり、各取締役の中期的な業績の評価により決定しております。個人別の具体的な報酬は取締役会から諮問を受け、独立社外取締役を委員に含む指名・報酬委員会が、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。

また、役員持株会への最低拠出額を設定することにより、自社株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の総額を、有価証券報告書および事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務執行取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、各取締役の中期的な業績の評価により決定しております。個人別の具体的な報酬は取締役会から諮問を受け、独立社外取締役を委員に含む指名・報酬委員会が、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。監査等委員でない取締役については、必要に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたり、監査等委員である取締役については、監査室や各部門の人員が適宜その支援を行っています。取締役会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行の機能に係る事項

a 当社では「取締役会規定」を定め、定例取締役会を最低1か月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催しております。取締役会では、法令または定款に定める事項の他、基本的な経営方針および全社的な中期計画、短期計画の決定を行っております。また、取締役の業務の分担ならびに他社の代表取締役業務などを決議しております。

b 当社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定しております。

c 常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成される経営会議を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。経営会議には、常勤の監査等委員である取締役も出席しております。

d 当社では、「監査等委員会規定」を定め、監査等委員会を最低1か月に1回開催しており、取締役の業務執行の監査を実施するとともに、会計監査人の監査結果の相当性についても監査を実施しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、各監査等委員である取締役が取締役会および経営会議に出席した内容について客観的立場から助言を行うことにより、取締役会の職務の執行の監督機能の強化の実効性を図っております。なお、監査等委員会は取締役会と連携し、また監査室の牽制機能と業務執行機関との連携により、透明かつ一体的な体制を構築しております。

また、会計監査人の監査計画については監査等委員会に対して事前に報告されており、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目について監査等委員会の事前の承認を得る体制としております。監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など当社グループにとって全般的に影響を与える事項については、会計監査人から個別に説明を受け、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

さらに、監査室から内部統制に関する年次計画や内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは意見を述べ、また、追加監査の実施等に関する意見を述べております。

2. 会計監査の状況

当社は、PwCあらた監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。会計監査人の監査計画は、監査等委員会に対し事前に報告されており、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査等委員会の事前承認を得る体制としております。

こうした前提にたち、監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、会計監査の状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題について、情報の共有化を図っております。また、法令の改正や内部統制、重要な会計ルールの変更など、当社グループにとって全般的に影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受けるなど、情報の共有化と各種ルール改定への対応を行っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 小沢 直靖

指定社員 業務執行社員 矢野 貴詳

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 その他 11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が監査等委員会設置会社を採用している理由としては、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るためであります。

また、重要事項については必要に応じて経営会議で十分討議したうえで、取締役会において審議・決議を行い、監査等委員会がこれを監督する公正な経営の実現に向けた組織体制を採っております。

当社は、取締役12名のうち3名を社外取締役とすることで、経営への監視・監督機能を強化しております。なお、社外取締役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、法定期限より前倒して招集通知を送付しています。また、招集通知を発送するまでの間に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにより公表を行い、更なる早期開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、集中日を回避して株主総会の設定を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR資料を掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.kel.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIRに関する部署として、経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営ビジョンとして掲げる「信頼と価値を創造する企業集団」を目指し、「環境保護」や「医療・福祉」などの分野で社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、事業活動の中で消費電力削減など省エネにも取り組んでおります。 社会貢献活動の活動状況は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.kel.co.jp/company/csr.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業理念と経営ビジョンを以下のとおり定め、信頼と価値を創造する企業集団を目指し、経営を行っております。

- a 私達は、常にお客様の満足度を意識し、信頼ある行動をします。
- b お客様に真に評価されるシステムやサービスを幅広く提供します。
- c 法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を行います。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a 取締役会議事録は社内規定にて少なくとも10年間は本社に備え置くことを定めております。
- b その他取締役の職務執行状況を記録するための経営会議議事録、稟議書、会計帳簿等の文書の取扱は、当社社内規定に従い適切に保管・保存しております。また、必要に応じて保管・保存状況を検証すると共に社内規定の見直し・改定を行っております。
- c 取締役が職務執行において必要と判断される文書については適宜閲覧可能な体制としております。

(2) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a 当社および子会社、関連会社に起こりうるリスクの特定、防止、発生したリスクへの対処・是正を全社的に行うため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理の周知・徹底を図っております。
- b 業務上発生しうるリスクについては、「職務権限規定」等に基づいた担当部署において規則やガイドラインを制定し運用しております。また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクコントロールを行っております。
- c コンプライアンスについては、「KELグループ企業倫理綱領」の精神を実践するべく、「コンプライアンス委員会」を設置し、社内体制の強化を図っております。また、役職員・顧問弁護士を窓口とするコンプライアンス通報窓口を設けるとともに、「内部公益通報保護規定」を制定しコンプライアンスの一層の充実に努めております。
- d 情報資産の適切な保護については、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の維持・向上を図っております。さらに、「企業の社会的責任」(CSR)の一端として、環境の保全に努めることを目的に、環境マネジメントシステム(ISO14001)の維持・改善に努めております。
- e 財務報告に係る内部統制については、当社の内部統制システムの構築をより有効かつ効率的に進め、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制委員会」を設置し、整備・運用・評価・改善を行っております。なお、評価については、独立した評価部門である監査室が担当し、全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの評価を実施する体制を構築しております。

(3) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- a 当社では「取締役会規定」を定め、「定例取締役会」を最低1カ月に1回、「臨時取締役会」を必要に応じ随時開催しております。「取締役会」では、法令または定款に定める事項の他、基本的な経営方針および全社的な中期経営計画、短期計画の決定を行っております。また、取締役の業務の分担ならびに他社の代表取締役兼務などを決議しております。
- b 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定しております。
- c 常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。「経営会議」には、常勤の監査等委員である取締役も出席しております。
- d 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の短期計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行しております。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a コンプライアンス全体を統括する組織として担当役員を委員長とし、社外弁護士も委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- b 「KELグループ企業倫理綱領」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じ周知・徹底を図っております。
- c 役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、通報窓口に通報しなければならない旨を定め、また公益通報者保護法および関連するガイドラインにもとづいた体制を定めております。
- d 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「内部監査規定」を定め、監査室による内部監査を実施しております。
- e 反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、「KELグループ企業倫理綱領」に明記し、周知・徹底を図っております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a 当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言の下、コンプライアンス活動を推進し、適宜親会社に対して報告する体制を構築しております。
- b 年に数回、兼松株式会社および、兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。
- c 親会社等と当社および子会社、関連会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社および子会社等の独立性を十分に確保する体制を構築しております。
- d 当社の子会社、関連会社の運営については各社の自主性を尊重しつつ、「関係会社運営規定」において定めている事業活動上の重要な項目については当社の経営会議等で審議、決裁しております。「コンプライアンス委員会」および「リスクマネジメント委員会」が子会社および関連会社のリスク情報を管理・統括し、子会社、関連会社の経営者とはグループ経営に関する情報を共有しております。
- e 「コンプライアンス委員会」および「リスクマネジメント委員会」は子会社、関連会社に損失発生の危険を予見、発見した場合は直ちにその内容ならびに当社および子会社、関連会社に対する影響等について、当社の経営会議に報告する体制を構築しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

「監査等委員会規定」および「監査等委員会監査基準」において、監査等委員会が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保しております。

(7) 前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性、および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に留意しております。

(8) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- a 当社および当社子会社の取締役および使用人は、当社又は当社子会社の業務又は財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに当社監査等委員会に報告しております。

b 「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」を担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会に対して、コンプライアンスに関する業務の状況について、重要事項については必要の都度、報告しております。

c 社内規定の制定や改廃その他社内体制の整備について、これを担当する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会に対して、速やかに報告しております。

d 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告しております。

e 常勤監査等委員は、監査等委員会監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営会議」「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議または委員会に出席しております。また、出席しない場合には、常勤監査等委員は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができることとしております。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、「内部公益通報保護規定」を設けており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取り扱いを受けない体制としております。

(10) 監査等委員会の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときには、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べるができることとしております。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べるができることとしております。

b 監査等委員会は、会計監査人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとしております。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。

c 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たないことを基本方針としております。平素より、警察等の外部機関や関連団体と密接な連携関係の構築に努めております。

